

## 各規定新旧対照表(平成 23 年 4 月 11 日付改定)

### ●普通預金規定

新	旧
<p>1 3 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>1 4 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 5 【規定の変更等】</p>	<p>1 3 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 4 【規定の変更等】</p>

### ●貯蓄預金規定

新	旧
<p>1 4 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>1 5 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 6 【規定の変更等】</p>	<p>1 4 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 5 【規定の変更等】</p>

### ●通知預金規定

新	旧
<p>2 【預金の支払時期】</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>この預金は、当行がやむをえないものと認めた場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合を除き、据置期間中は解約することはできません。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の据置期間中の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合に</u></p>	<p>2 【預金の支払時期】</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>この預金は、当行がやむをえないものと認めた場合を除き、据置期間中は解約することはできません。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の据置期間中の解約に応じる場合には、前記(1)の定めにかかわらず、その利息は、預入日から解約日の前日ま</u></p>

<p>は、前記（１）の定めにかかわらず、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>（略）</p> <p>1 0 【保険事故発生時における預金者からの相殺】</p> <p>（略）</p> <p>1 1 【通知等】</p> <p><u>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>1 2 【準拠法、裁判管轄】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 3 【規定の変更等】</p>	<p>での日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>（略）</p> <p>1 0 【保険事故発生時における預金者からの相殺】</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>1 1 【規定の変更等】</p>
--	--

●**新型通知預金《C a n》規定**

新	旧
<p>2 【預金の支払時期】</p> <p>（略）</p> <p>（２）この預金は、<u>当行がやむをえないものと認めた場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合を除き、据置期間中は解約することはできません。</u></p> <p>（略）</p> <p>4 【利息】</p> <p>（略）</p> <p>（４）<u>この預金を当行がやむをえないものと認めて据置期間中の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、</u></p>	<p>2 【預金の支払時期】</p> <p>（略）</p> <p>（２）この預金は、<u>当行がやむをえないものと認めた場合を除き、据置期間中は解約することはできません。</u></p> <p>（略）</p> <p>4 【利息】</p> <p>（略）</p> <p>（４）<u>この預金を当行がやむをえないものと認めてこの預金の据置期間中の解約に応じる場合には、前記（３）の定めにかかわらず、その利息は、預入日から解約</u></p>

<p>前記（３）の定めにかかわらず、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 0 【保険事故発生時における預金者からの相殺】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 1 【通知等】</p> <p><u>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>1 2 【準拠法、裁判管轄】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 3 【規定の変更等】</p>	<p>日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 0 【保険事故発生時における預金者からの相殺】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>1 1 【規定の変更等】</p>
--	---

●納税準備預金規定

新	旧
<p>6 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) <u>租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、前記（１）の定めにかかわらず、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。</u></p> <p>1 4 【通知等】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 5 【準拠法、裁判管轄】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法としま</u></p>	<p>6 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) <u>租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、前記（１）の定めにかかわらず、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。</u></p> <p>1 4 【通知等】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

<p>す。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、<u>当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p><u>1 6 【規定の変更等】</u></p>	<p><u>1 5 【規定の変更等】</u></p>
--	----------------------------

●総合口座取引規定

新	旧
<p>1 7 【保険事故発生時における預金者からの相殺】</p> <p>(略)</p> <p><u>1 8 【準拠法、裁判管轄】</u></p> <p><u>この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p><u>1 9 【この規定の変更等】</u></p>	<p>1 7 【保険事故発生時における預金者からの相殺】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 8 【この規定の変更等】</u></p>

●盗難通帳・証書等による払戻被害に関する預金取引追加規定

新	旧
<p>4 【本人確認書類の追加提示】</p> <p>(略)</p> <p><u>5 【準拠法、裁判管轄】</u></p> <p><u>この追加規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この追加規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、通帳等提出式預金の当行の取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p>	<p>4 【本人確認書類の追加提示】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

●自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定

新	旧
<p>3 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に</u></p>	<p>3 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息（以下「期限前解約利息」</u></p>

<p>係る規定」により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し（預入日の3年後の応答日から、預入日の10年後の応答日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。）、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1.3 【証書の効力】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1.4 【準拠法、裁判管轄】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1.5 【この規定の変更等】</p>	<p>といます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し（預入日の3年後の応答日から、預入日の10年後の応答日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。）、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1.3 【証書の効力】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>1.4 【この規定の変更等】</p>
--	---

●自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定

新	旧
<p>3 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し（預入日の3年後の</u></p>	<p>3 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し（預入日の3年後の応答日から、預入日の10年後の応答日までのいずれかの日を満期日とするこの預</u></p>

<p>応答日から、預入日の10年後の応答日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>1.3 【証書の効力】</p> <p>(略)</p> <p>1.4 【準拠法、裁判管轄】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1.5 【この規定の変更等】</p>	<p>金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。)、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>1.3 【証書の効力】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1.4 【この規定の変更等】</p>
--	--

●自由金利型定期預金規定

新	旧
<p>3 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>1.2 【証書の効力】</p> <p>(略)</p> <p>1.3 【準拠法、裁判管轄】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p>	<p>3 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>1.2 【証書の効力】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

1 4 【この規定の変更等】	1 3 【この規定の変更等】
----------------	----------------

●自動継続自由金利型定期預金規定

新	旧
<p>3 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 2 【証書の効力】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 3 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 4 【この規定の変更等】</p>	<p>3 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 2 【証書の効力】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>1 3 【この規定の変更等】</p>

●期日指定定期預金規定

新	旧
<p>4 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払いま</u></p>	<p>4 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p>

<p>す。</p> <p>(略)</p> <p>1 3 【証書の効力】</p> <p>(略)</p> <p>1 4 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法としま</u> <u>す。この預金に関して訴訟の必要が生</u> <u>じた場合には、当店の所在地を管轄す</u> <u>る裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 5 【この規定の変更等】</p>	<p>(略)</p> <p>1 3 【証書の効力】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 4 【この規定の変更等】</p>
--	--

●自動継続期日指定定期預金規定

新	旧
<p>5 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>当行がやむをえないものと認めてこの</u> <u>預金の満期日前の解約に応じる場合およ</u> <u>び別途定める「反社会的勢力の排除に係</u> <u>る規定」により解約する場合には、その</u> <u>利息は、預入日（継続をしたときは最後</u> <u>の継続日）から解約日の前日までの日数</u> <u>について次の預入期間に応じた利率（小</u> <u>数点第4位以下は切捨てます。）</u>によって 計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>1 5 【証書の効力】</p> <p>(略)</p> <p>1 6 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法としま</u> <u>す。この預金に関して訴訟の必要が生</u> <u>じた場合には、当店の所在地を管轄す</u> <u>る裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 7 【この規定の変更等】</p>	<p>5 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>当行がやむをえないものと認めてこの</u> <u>預金の満期日前の解約に応じる場合に</u> <u>は、その利息は、預入日（継続をしたと</u> <u>きは最後の継続日）から解約日の前日ま</u> <u>での日数について次の預入期間に応じ</u> <u>た利率（小数点第4位以下は切捨てま</u> <u>す。）</u>によって計算し、この預金ととも に支払います。</p> <p>(略)</p> <p>1 5 【証書の効力】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 6 【この規定の変更等】</p>

●自動とりまとめ定期預金規定

新	旧
<p>1 8 【総合口座定期預金】</p> <p>(略)</p>	<p>1 8 【総合口座定期預金】</p> <p>(略)</p>

<p><u>1 9 【準拠法、裁判管轄】</u>  <u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p><u>2 0 【この規定の変更等】</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>1 9 【この規定の変更等】</u></p>
--	--

●自動つみたて定期預金規定（3年指定定期方式）

新	旧
<p>1 5 【総合口座定期預金】  (略)</p> <p><u>1 6 【準拠法、裁判管轄】</u>  <u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p><u>1 7 【この規定の変更等】</u></p>	<p>1 5 【総合口座定期預金】  (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 6 【この規定の変更等】</u></p>

●自動つみたて定期預金規定（自由金利型2年定期預金（M型）方式）

新	旧
<p>1 4 【総合口座定期預金】  (略)</p> <p><u>1 5 【準拠法、裁判管轄】</u>  <u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p><u>1 6 【この規定の変更等】</u></p>	<p>1 4 【総合口座定期預金】  (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 5 【この規定の変更等】</u></p>

●据置定期預金規定

新	旧
<p>3 【利息】  (略)</p> <p>(2) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の据置期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、</u></p>	<p>3 【利息】  (略)</p> <p>(2) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の据置期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における</u></p>

<p>その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>1 1 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>1 2 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 3 【この規定の変更等】</p>	<p>普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>1 1 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 2 【この規定の変更等】</p>
---	---

●自動継続据置定期預金規定

新	旧
<p>4 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の据置期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、</u>その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>1 2 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>1 3 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 4 【この規定の変更等】</p>	<p>4 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の据置期日前の解約に応じる場合には、</u>その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(略)</p> <p>1 2 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 3 【この規定の変更等】</p>

●財産形成預金規定

新	旧
<p>3 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(1) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 1 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>1 2 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 3 【この規定の変更等】</p>	<p>3 【利息】</p> <p>(略)</p> <p>(1) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 1 【通知等】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 2 【この規定の変更等】</p>

●財産形成住宅預金規定

新	旧
<p>4 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 5 【通知等】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 6 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p style="text-align: center;"><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>1 7 【この規定の変更等】</p>	<p>4 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 5 【通知等】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>1 6 【この規定の変更等】</p>

●財産形成年金預金規定

新	旧
<p>4 【利息】</p>	<p>4 【利息】</p>

<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 8 【通知等】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 9 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】</p> <p><u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>2 0 【この規定の変更等】</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(1) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) ③<u>当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 8 【通知等】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>1 9 【この規定の変更等】</p>
--	--

● パーソナル外貨定期預金規定

新	旧
<p>3 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の</u></p>	<p>3 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日（継続を</u></p>

<p><u>排除に係る規定</u>」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および当該外国通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および当該外国通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
--	--

●一般外貨定期預金規定

新	旧
<p>2 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合</u>および別途定める「<u>反社会的勢力の排除に係る規定</u>」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>2 【利息】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

●新型外貨通知預金《C a n》規定

新	旧
<p>2 【預金の支払時期】 (略)</p> <p>(2) <u>この預金は、当行がやむをえないものと認めた場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合を除き、据置期間中は解約することはできません。</u> (略)</p> <p>3 【利息】 (略)</p> <p>(4) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を据置期間中の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、前記(3)の定めにかからわず、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当該外国通貨の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> (略)</p>	<p>2 【預金の支払時期】 (略)</p> <p>(2) <u>この預金は、当行がやむをえないものと認めた場合を除き、据置期間中は解約することはできません。</u> (略)</p> <p>3 【利息】 (略)</p> <p>(4) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金の据置期間中の解約に応じる場合には、前記(3)の定めにかからわず、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当該外国通貨の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> (略)</p>

●公共債保護預り兼振替決済口座管理規定

新	旧
<p>2 4 【免責事項】 (略)</p> <p>2 5 【<u>準拠法、裁判管轄</u>】 <u>この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u></p>	<p>2 4 【免責事項】 (略)</p> <p>(新設)</p>

26 【規定の変更】

以下項番の繰上げ

25 【規定の変更】